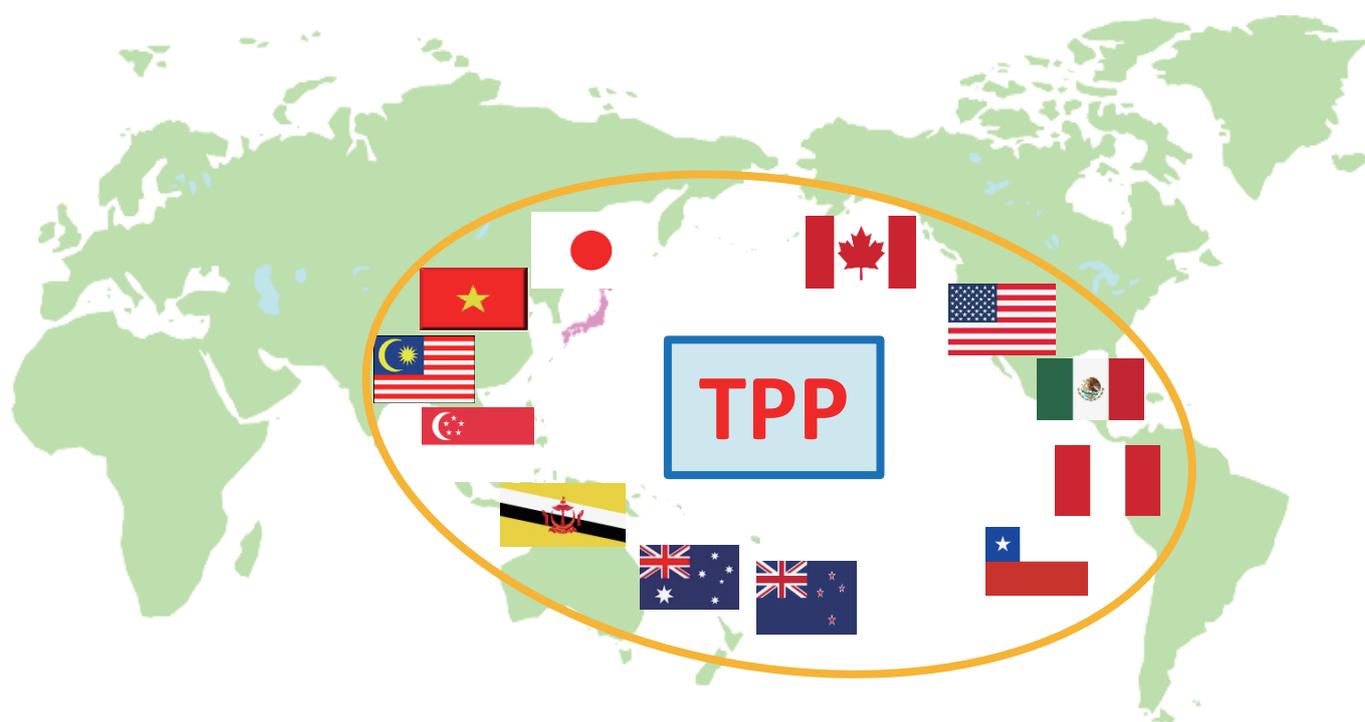


TPP早分かりガイド

～ TPP活用で広がるビジネスチャンス～



2015年10月、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定が大筋合意されました。TPPはEPA（経済連携協定）の1つです。ただし、TPPはこれまで日本が締結してきたEPAに比べ、参加国のGDP合計が世界の約4割を占め経済規模が大きいこと、関税撤廃率が高いこと、関税撤廃以外にも対象分野が幅広いことなど、特筆すべき点が数多くあります。

本ガイドでは、そうしたTPPの概要や特徴、利用方法などを分かりやすくまとめました。本ガイドがTPPの活用を検討される上でのご参考になりましたら幸いです。

2015年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）、経済産業省

※本ガイドは2015年11月5日時点で公表されている情報に基づき作成しています。今後、最新情報に合わせて随時、更新していきます。

目次

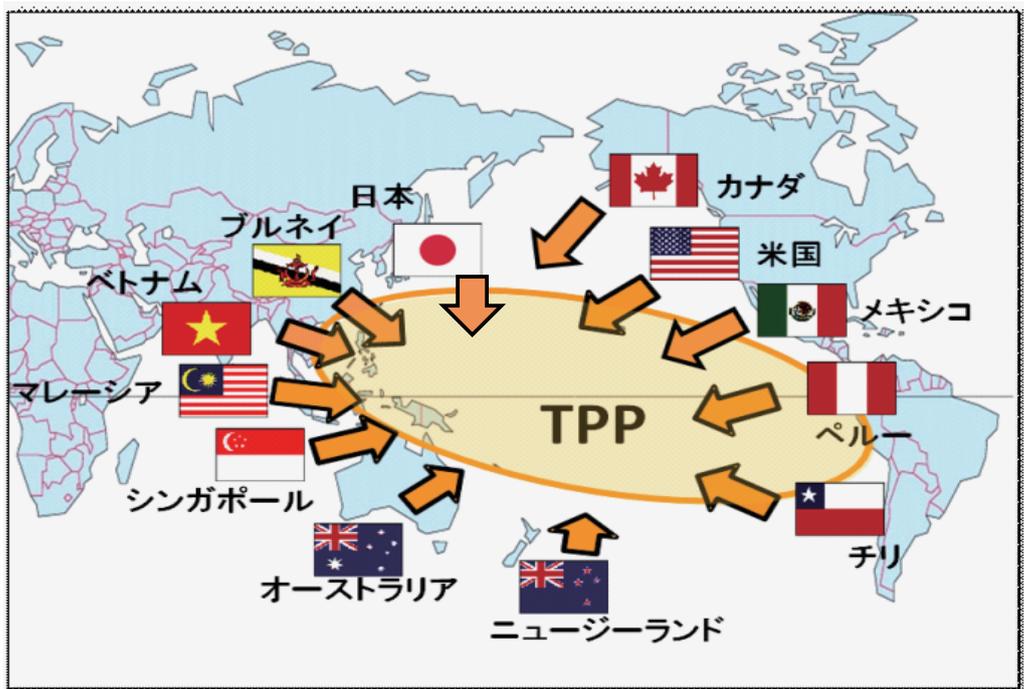
1. TPP とは何ですか？	01
2. TPP による関税撤廃の概要は？	02
3. TPP を使うには？	04
3-1 輸出する品物のHSコードを特定します	05
3-2 関税率を調べます	06
3-3 原産地規則を満たしているか確認します	08
3-4 原産地証明書を準備します	09
4. TPP を利用するメリットは？	10
(参考) 日本のEPA発効状況	12
お問い合わせ先（TPP相談窓口）	

1

TPPとは何ですか？

TPPとは、アジア太平洋地域の12カ国が参加する経済連携協定(EPA)の枠組みです。

参加国：シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本



TPPの特徴

①大きな経済規模

TPP交渉参加12カ国のGDPは、世界全体の約4割に上ります。

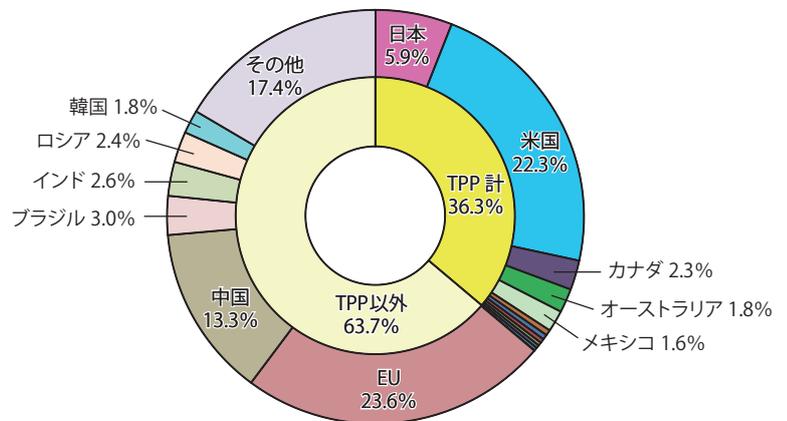
②高い関税撤廃率

日本からの輸出品に対し、TPP参加11カ国でほぼ100%の関税が撤廃されます（段階的撤廃を含む）。

③幅広い対象分野

貿易、投資・サービスの自由化に加え、貿易円滑化、政府調達、知的財産保護などかつてない幅広い分野でルールを設けています。

TPP 参加国が世界の GDP に占める割合 (2014 年)



TPP 協定の内容および暫定案文等は以下を参照願います。

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/index.html>

2

TPPによる関税撤廃の概要は？

TPPにより、日本の工業製品に対して11カ国全体で、99.9%の品目の関税が撤廃されます。

輸出時 相手国及び日本の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
オーストラリア	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
シンガポール	100.0%	100.0%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
11カ国全体	86.9%	76.6%	99.9%	99.9%
(参考) 日本	95.3%	99.1%	100%	100%

日本から輸出する工業製品について 99.9%の関税が撤廃されます！

輸入時 日本の工業製品の関税撤廃状況

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率(注:有税品目)
工業用アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%、38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%、1,229円/kℓ等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学品	即時撤廃	プラスチック原料、有機化学品、無機化学品等	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバッグ 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3~24% 2次30%又は4,300円/足高い方
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2% 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類(化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
	※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアのみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5~6.3% ニッケル:3%等

[注] フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

日本の農林水産品の輸出に対しても、重点品目の全て(牛肉、米、水産物、茶等)で関税が撤廃されます。具体例は以下のとおり。

- ①米国向けの牛肉については、15年目で関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t(当初)→6,250t(最終年)）に相当する数量の無税枠。
- ②米国向けの米については、5年目で関税撤廃。
- ③また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。
- ④酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、米国、カナダの清酒については、即時撤廃。

日本の農林水産物（※1）に対するTPP参加11カ国の関税撤廃状況

国名	ライン数	即時撤廃 ※2	2～11年目まで撤廃 ※3	12年目以降撤廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	2,058	55.5%	37.8%	5.5%	1.2%
カナダ	1,566	86.2%	7.9%	0.0%	5.9%
オーストラリア	941	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%
ニュージーランド	1,287	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%
シンガポール	1,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,387	74.1%	17.2%	5.1%	3.6%
チリ	1,634	96.3%	3.2%	0.0%	0.5%
ペルー	1,155	82.1%	11.9%	2.0%	4.0%
マレーシア	3,324	96.7%	1.2%	1.7%	0.4%
ベトナム	1,431	42.6%	52.3%	4.5%	0.6%
ブルネイ	1,400	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%
11カ国平均	-	84.5%	12.3%	1.7%	1.5%
(参考) 日本	2,328	51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

※1：日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類（HS2007）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。

※2：即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※3：我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

農林水産物の輸入も含め、個別品目の関税撤廃スケジュールは以下の各所管官庁のウェブサイト、協定附属書でご確認願います。

<工業品（経済産業省）>

<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151020002/20151020002.html>

<農林水産品（農林水産省）>

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpa/index.html>

<酒類、たばこ、塩（財務省）>

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20151020.htm

3

TPPを使うには？

3-1

輸出する品物のHSコードを
特定します

05ページへ

3-2

関税率を調べます

06ページへ

TPP税率がMFN税率や他のEPA税率より低くなっていることを確認します

3-3

原産地規則を満たしているか
確認します

08ページへ

3-4

原産地証明書を準備します

09ページへ

TPPを利用できます
(ただし、協定発効後になります)



3-1

輸出する品物のHSコードを特定します

HSコードとは

HSコードは輸出入の際に商品を分類する番号です。
この番号から関税率、原産地規則を調べることができます。

HSコードは、日本では、以下の9桁の統計番号として定められています。

- ①「類 (=上2桁)」
- ②「項 (=上4桁)」
- ③「号 (=上6桁)」
- ④「統計細分 (=下3桁)」

以下の概念図のとおり、HSコードは桁数が増えるにつれて、細かな品目が特定されます。

なお、HSコードは、「号 (=上6桁)」までは世界共通ですが、それ以下は各国別に定められています。

例えば、日本は統計細分の3桁を加えた9桁のHSコードを定めています、米国では10桁のHSコードを定めています。



日本から輸出する乗用車ホイールは「8708.70.000 (車輪並びにその部分品及び附属品)」という番号に分類されます。
(「輸出統計品目表」より)

HSコード (輸出の統計番号)

8708.70.000 (車輪並びにその部分品及び附属品)



HSコードの桁数が増えるにつれ、細かな品目が特定されます

HSコードを調べるには

HSコードは「輸出統計品目表」または、「実行関税率表」で調べることができます (通常の輸出入の際に必要な輸出入申告書に記載する日本国内細分のHSコードは、日本からの輸出申告の場合は「輸出統計品目表」で、日本への輸入申告の場合は、「実行関税率表」を用います)。

87.07	車体 (運転室を含むものとし、第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車用のものに限る。)	
8707.10	000 - 第 87.03 項の車両用のもの	
8707.90	000 - その他のもの	4桁
87.08	部分品及び附属品 (第 87.01 項から第 87.05 項までの自動車のものに限る。)	
8708.10	000 - バンパー及びその部分品	
	- 車体 (運転室を含む。) のその他の部分品及び附属品	国内細分
8708.21	000 -- シートベルト	
8708.29	000 -- その他のもの	
8708.30	000 - ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	
8708.40	000 - ギヤボックス及びその部分品	品名、説明
8708.50	000 - 駆動軸 (差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。) 及び非駆動軸並びにこれらの部分品	
8708.70	000 - 車輪並びにその部分品及び附属品	
8708.80	000 - 懸架装置及びその部分品 (ショックアブソーバーを含む。)	6桁
	- その他の部分品及び附属品	

輸出申告は



「輸出統計品目表」
編集: 輸出統計品目表
編集委員会
出版: 日本関税協会

輸入申告は



「実行関税率表」
編集: 実行関税率表
編集委員会
出版: 日本関税協会

3-2 関税率を調べます

HSコードに基づき、関税率を調べます。

MFN税率（通常適用される税率＝実行最恵国税率）やEPA税率（我が国が締結している既存のEPAにより適用される税率）とTPP税率を比較し、TPP税率がMFN税率やEPA税率より低い場合にはTPPの利用を検討してください。

TPPの関税率はどのように決まっていますか

TPPの関税率には代表的なものとして次の2種類があります。

- ① TPP発効と同時に撤廃（税率は0%）（「即時撤廃」と呼びます）
- ② TPP発効後、徐々に撤廃（税率が0%になるまで、徐々に引き下げ）（「段階的撤廃」と呼びます）

TPPを利用するには、MFN税率やEPA税率とTPP税率を比較して、TPP税率のほうが低いかどうかを確認する必要があります。

①通常適用される税率（MFN税率）やEPA税率を調べる

HSコードに基づき、輸入者を通じて相手国税関に問い合わせる、または、World Tariff(7ページ参照)を利用して、輸出する品目のMFN税率やEPA税率を調べます。

②TPP税率を調べる

TPP税率を調べるには、各HSコード別に関税撤廃のスケジュールが記載されている譲許表（附属書）を参照し、輸出する商品のHSコードに対する関税撤廃の扱い（即時撤廃 or 段階的撤廃）を調べます。

③通常適用される税率（MFN税率）やEPA税率とTPP税率を比較する

HSコードに基づき、関税率を調べたら、通常適用される税率（MFN税率）とTPP税率を比較し、TPP税率がMFN税率より低い場合には、TPPの利用を検討してください。

要チェック! 逆転税率

TPP税率は、MFN税率より低くなっているのが原則です。しかし、一部の品目においてTPP発効後にMFN税率がTPP税率より低い、または同じ税率になってしまうことがあります（逆転税率）。

TPPでは、品目によっては関税率が発効後すぐに撤廃されず、何年かかけて徐々に削減されるものがあります。

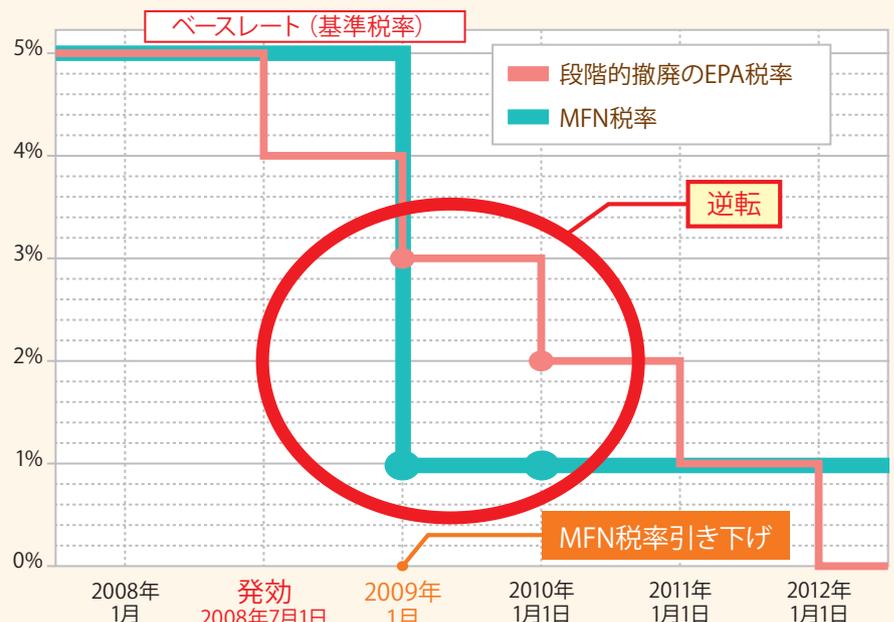
このような品目は、税率が完全撤廃されるまでの途中段階で、相手国政府がMFN税率の引き下げを行うことによって、税率の逆転が生じる場合があります。

このため、税率の逆転が起きている間はMFN税率を適用してください（原産地証明書を作成する必要はありません。MFN税率とTPP税率が同じ税率の場合も同様です）。

念入りの確認をお願いします。

（なおEPA税率とTPP税率を比較し、TPP税率がEPA税率より低いことを確認する必要があります。）

既存のEPAにおける逆転税率のケース（2008年7月にEPAが発効し、2009年1月にMFN税率が5%から1%に引き下げられたケース）



2009年1月から2011年1月まで逆転が生じています。また、2011年1月から2012年1月まで、MFN税率とEPA税率が同じ税率になっています。

相手国の関税率を知るための便利なツール

World Tariff

【World Tariff とは】

世界約175カ国の関税率を検索できるデータベースです。提供元のFedEx Trade Networks社とJETROとの契約により、日本の居住者はどなたでも無料で利用できます。輸出先別、品目別に、MFN税率（WTO協定税率）やEPA税率等の特恵税率を調べることができます。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など）も調べることができます。

【利用方法】

以下の手順に沿って、World Tariff にユーザー登録のうえ、ご利用ください。

①ユーザー登録・ログイン

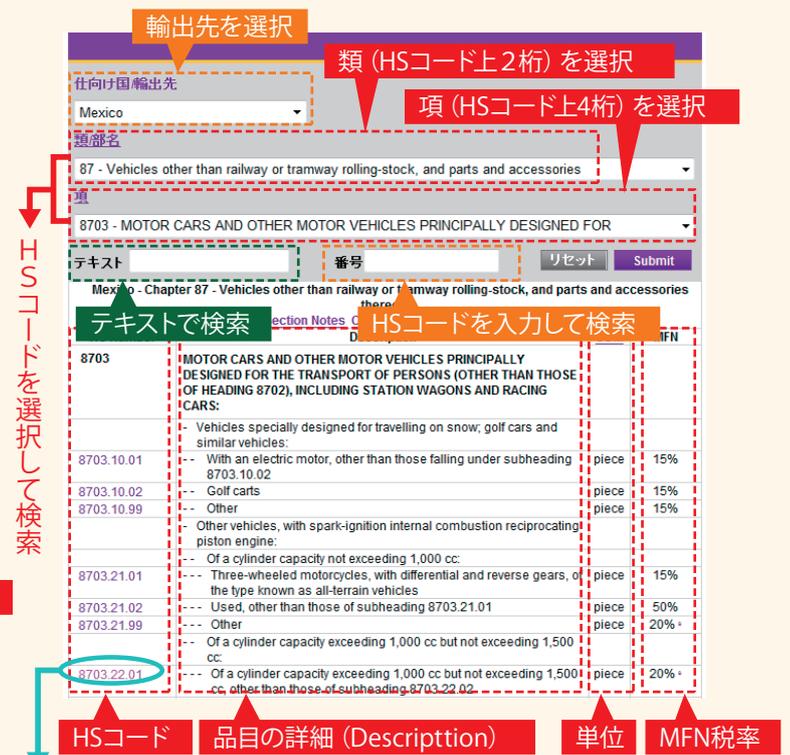
以下のURLにアクセス

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>



②ログイン後の検索画面

乗用車 (HSコード: 8703) を検索した場合



クリックして輸出国別の関税率を表示 (③へ)

③輸出国別の関税率表示画面

1000cc以上、1500cc以下の乗用車(HSコード: 8703.22.01)を選択した場合

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20% *	MFN Applied
Jamaica	20% *	MFN Applied
Japan	Free ^{15, 20, 30}	Mexico-Japan Free Trade Agreement

注釈及び各年のEPA税率を表示

原産地規則を表示

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description
8703 MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
- Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:
-- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:
8703.22
8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

Mexico Rules of Origin
8703.21-8703.90 A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

Commodity Description

MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:
8703.22.01 --- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

With a quota certificate issued by the Secretary of the Economy - Free

Free - with quota certificate issued by the Secretary of the Economy.

JP-MX B7
Base rate 30%

2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011
25.7% 21.4% 17.1% 12.9% 8.6% 4.3% Free

JP-MX
Quota: Within a quota of 5% of vehicles classified under the tariff items specified in this note, sold in Mexico during the previous year - Free
The quota shall be eliminated as of January-1, 2011.

3-3

原産地規則を満たしているか確認します

TPP税率の適用を受けるためには原産地規則を満たす必要があります。

原産地規則とは

原産地規則とは、ある**製品の原産地を特定するためのルール**です。

TPPの原産地規則を満たし、TPP締約国の原産とみなされた製品はTPPによる関税の免除や軽減を受けることができます。他国産の製品のすり替えや迂回貿易を回避するため、全てのHSコードについて原産地規則が規定されています。

TPPの原産地規則

TPPの原産地規則の特徴は以下のとおりです。

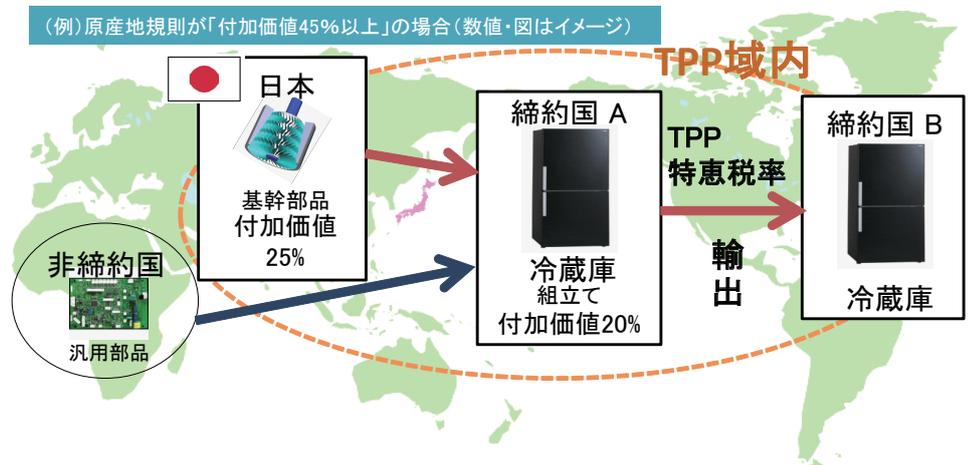
①原産地規則の統一

12カ国の原産地規則は品目ごとに統一されています。これにより、事業者による制度利用負担を緩和しています。多くの品目で関税番号変更基準と付加価値基準の選択性(どちらか一方の基準を満たせばよい)が採用されていますが、どちらか一方の基準しか認められていない品目もあります(品目ごとの具体的な原産地規則は協定附属書(以下のURL参照)でご確認いただく必要があります)。

②累積制度

複数の締約国において、付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する「累積」制度を採用しています。

※通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみが積み上げられますが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げることができます。



TPP協定の附属書等(概要)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_fuzokusyo.pdf

Example

関税番号変更基準(CTC)

「実質的な製造・加工」が起こったことを、締約国内で行われた生産・作業によるHSコードの変更によって確認する方法。

例えば、毛糸の原産地規則が「CTH(HS4桁レベルの変更)」の場合、EPA締約国において「羊毛(HS5105.10)から「毛糸(HS5107.10)への加工(HS4桁レベルの変更に当たる加工)が行われていれば、その毛糸はEPA原産とみなされます。



付加価値基準(VA)

「実質的な製造・加工」が起こったことを、締約国内で行われた生産・加工に伴う付加価値によって確認する方法。

例えば、冷蔵庫の原産地規則が「VA45% (付加価値が45%以上であること)」の場合、EPA締約国における生産・加工に伴い形成された付加価値が45%以上であれば、その冷蔵庫はEPA原産とみなされます。



$$\frac{\text{FOB}^{(*)} \text{ 価格} - \text{EPA締約国以外からの輸入部品等の合計}}{\text{FOB価格}} \geq 45\%$$

※FOB: 製品の取引価格(本船渡しベース)

3-4 原産地証明書を準備します

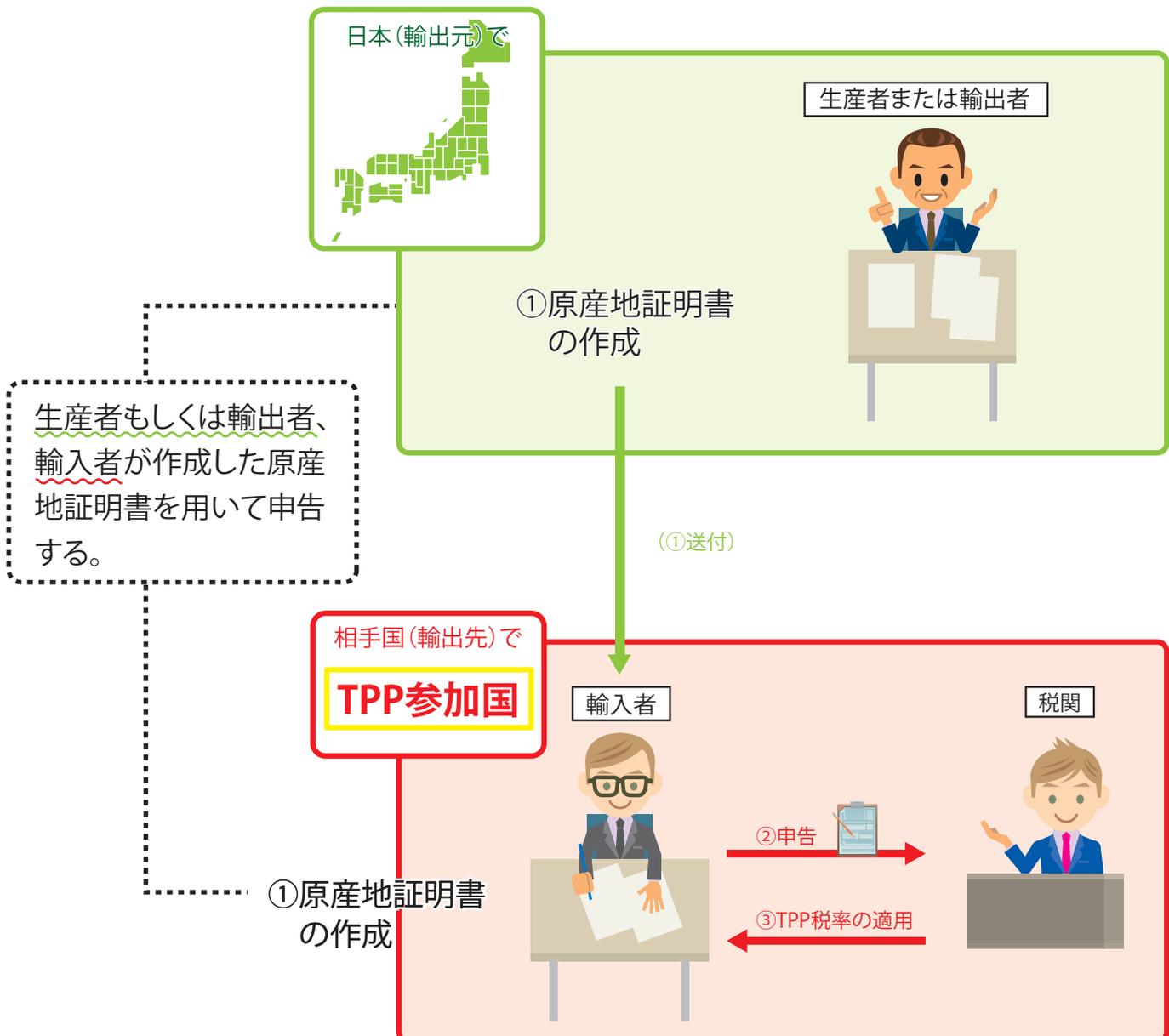
原産地規則に照らして原産資格があると判断された場合、原産地証明書により、その資格を輸入国税関に証明する必要があります。
TPPでは「自己証明制度」(生産者もしくは輸出者、輸入者自らが原産地証明書を作成)が採用されることになっています。

原産地証明手続きには、一般的には以下の3種類があります。

- ①「第三者証明制度」: 指定発給機関が特定原産地証明書を発給
- ②「認定輸出者自己証明制度」: 認定を受けた輸出者が自ら特定原産地証明書を作成
- ③「自己証明制度」: 生産者もしくは輸出者、輸入者が自ら特定原産地証明書を作成

→TPPでは③の「自己証明制度」が採用されることになっています。
※これまで日オーストラリアEPAで自己証明制度が利用されています。

「自己証明制度」の仕組み



4

TPPを利用するメリットは？

TPPの活用による、貿易の拡大、海外展開の促進などを通じ、企業の成長に貢献することが期待されます。

① 締約国への市場アクセスの向上

TPPにより、協定締約国へ有利な関税率(多くの場合無税)で輸出できるようになります。特にこれまで日本とEPAが締結されていない米国、カナダ、ニュージーランドで、大幅な市場アクセスの改善につながります。

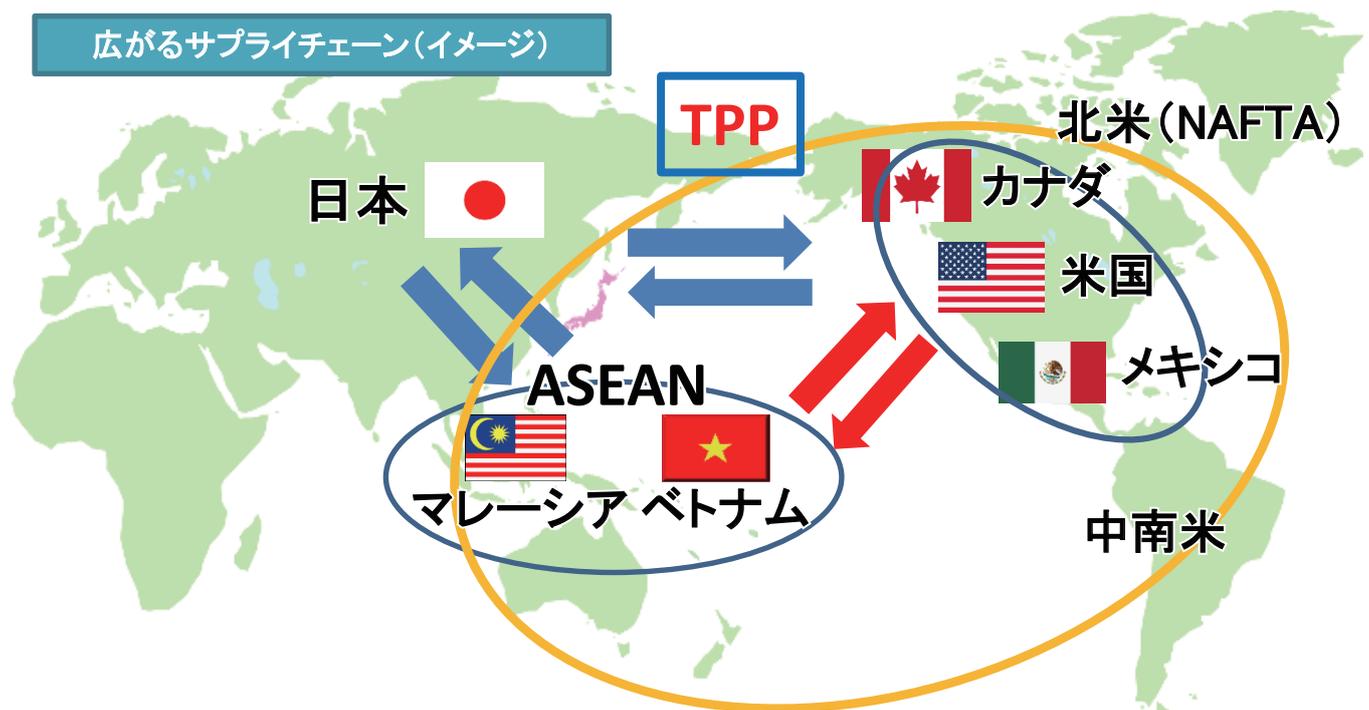
TPP交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%	99%	100%	100%	100%	100%	100%

〔注〕日本の直近のEPA(日オーストラリアEPA)における関税撤廃率は89%。

② サプライチェーンの広がり

日本以外のTPP締約国間でも市場アクセスが大きく改善することから、進出日系企業による販売・調達(日本からの調達を含む)の選択肢が広がり、国境を越えたサプライチェーンが一層広がると期待されます。「累積制度(p8参照)」の導入は、これを後押しするものです。



③ 物品市場アクセス以外でのビジネス機会の拡大

関税撤廃以外にも、企業の海外ビジネス拡大を後押しする様々なルールが規定されています。以下はその一例です。

貿易円滑化

- 貿易円滑化を図るため、自国の関税法の遵守を確保するために必要な期間（可能な限り貨物の到着から48時間以内）に引き取りを許可する手続きを採用しました。
- 急送貨物の迅速な税関手続きを確保するため、「6時間以内の引き取り」を明記しました。
- 関税分類等に関する事前教示制度（※）を義務付けました。
※事前教示制度とは、輸入関係者が輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分および関税率について税関に照会を行い、その回答を受けることができる制度です。

サービス・投資

- サービス及び投資分野の外資規制の緩和・撤廃
＜具体例＞
 - ① ベトナム
TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト（Economic Needs Test）」（※）を廃止。
※出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度。
 - ② マレーシア
小売業（コンビニ）への外資規制の緩和（コンビニへの外資出資禁止→出資上限30%）
小売業の諸手続きが緩和され、透明性も向上。

政府調達分野

- 特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定しています。
（公開入札を原則とすること、入札における内国民待遇及び無差別原則など）
※マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定（GPA）を締結しておらず、これらの3カ国との間では、TPPで初めて政府調達における規律が国際約束として規定されました。

知的財産権の保護

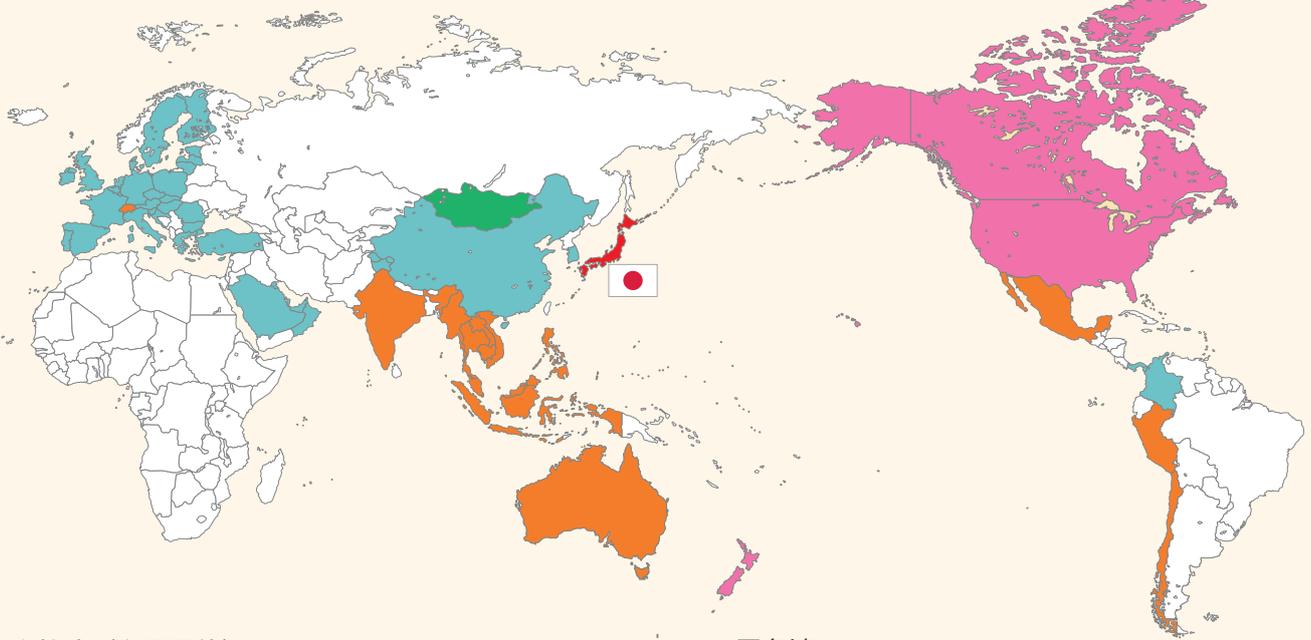
- ＜特許＞
 - 特許期間延長制度（出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度）の導入を義務付けました。
 - 新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12カ月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入を義務付けました。
- ＜商標＞

商標の不正使用について、損害賠償制度の導入を義務付けました。
- ＜知的財産保護の権利行使＞

営業秘密の不正取得や商標を侵害するラベル・パッケージの使用に対する刑事罰を義務化しました。

EPAは発効した国・地域(地図のオレンジ色)との間で利用できます。
輸出先がEPAを利用できる国かどうか確認してください。

日本のEPA取り組み状況



発効済 (利用可能)

アジア	シンガポール	02年 11月発効 07年 9月改正議定書発効
	マレーシア	06年 7月発効
	タイ	07年 11月発効
	インドネシア	08年 7月発効
	ブルネイ	08年 7月発効
	ASEAN全体 (※)	08年 12月発効
	フィリピン	08年 12月発効
	ベトナム	09年 10月発効
	インド	11年 8月発効
大洋州	オーストラリア	15年 1月発効
中南米	メキシコ	05年 4月発効 12年 4月改正議定書発効
	チリ	07年 9月発効
	ペルー	12年 3月発効
ヨーロッパ	スイス	09年 9月発効

※ASEAN全体のEPAは、2015年11月時点で、インドネシアを除き発効しています。

EPAが利用できます

署名済

アジア	モンゴル	15年 2月署名
-----	------	----------

大筋合意

アジア 太平洋	TPP (環太平洋 パートナーシップ)	15年 10月大筋合意
------------	------------------------	-------------

交渉中等

アジア	韓国(交渉中断中) 日中韓FTA RCEP (東アジア地域包括的経済連携) (※1)
中東	GCC (湾岸協力会議) (※2) トルコ
ヨーロッパ	EU
北米	カナダ
中南米	コロンビア

※1 : ASEAN10カ国、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

※2 : サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、バーレーン、カタール、オマーン

将来的にEPAが利用できるよう
政府間で交渉中・議論中です

Column

EPAが発効に至るまでのプロセス

一般的に、EPAは以下のプロセスを経て発効します (個別の協定によって異なる場合があります)。



TPP についてのお問い合わせ先

〈ジェットロ・TPP 相談窓口〉

○本部相談窓口

お客様サポート部 貿易投資相談課 TEL：03-3582-5651

○大阪本部相談窓口

ビジネス情報提供課 TEL：06-4705-8606

○各貿易情報センター

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
北海道	011-261-7434	名古屋	052-589-6210
青森	017-734-2575	三重	059-228-2647
盛岡	019-651-2359	京都	075-325-5703
仙台	022-223-7484	神戸	078-231-3081
秋田	018-865-8062	鳥取	0857-52-4335
山形	023-622-8225	松江	0852-27-3121
福島	024-947-9800	岡山	086-224-0853
茨城	029-300-2337	広島	082-535-2511
栃木	028-670-2366	山口	083-231-5022
関東	03-3582-4953	徳島	088-657-6130
千葉	043-271-4100	香川	087-851-9407
横浜	045-222-3901	愛媛	089-952-0015
新潟	025-284-6991	高知	088-823-1320
富山	076-444-7901	福岡	092-741-8783
金沢	076-268-9601	北九州	093-541-6577
福井	0776-33-1661	佐賀	0952-28-9220
山梨	055-220-2324	長崎	095-823-7704
長野	026-227-6080	熊本	096-354-4211
諏訪	0266-52-3442	大分	097-592-4081
岐阜	058-271-4910	宮崎	0985-61-4260
静岡	054-352-8643	鹿児島	099-226-9156
浜松	053-450-1021	沖縄	098-859-7002

在海外企業の方は最寄りのジェットロまでお問い合わせください。

※農林水産物・食品の輸出に関するご相談は、農林水産物・食品輸出相談窓口（TEL：03-3582-5646）で対応します。

〈経済産業省〉

通商政策局 経済連携課 TEL：03-3501-1595

ジェットロ・ウェブサイト「TPP を活用する」

URL：<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/>

TPP の最新情報はジェットロのウェブサイトをご覧ください。TPP に関する基本情報、活用ガイド、海外レポートなどを掲載しています。